

焼却施設の維持管理計画（抜粋版）

対象施設：平成17年3月14日付け上環生第3667号 1号炉

設置場所：空知郡上富良野町1056番35

（1）産業廃棄物の受入方法

排出者からの廃棄物は原則として当社が収集運搬し、受入処理する。搬入車両を保管庫前に停車させ、マニフェストで排出先、産業廃棄物の種類、数量、形状、性状等を確認の上荷下しさせ、有害物質の有無についてもマニフェストで確認し、保管庫内に搬入させる。また、搬入時に受け入れ不可物が有った場合は、ただちに搬出者に返却することとする。

他業者からの搬入も同様とする。

（2）施設操業時の維持管理方法

①作業時間は、原則として交代制で24時間。

勤務交代時には業務の引き継ぎを行い、炉内の残渣処理、施設の始業点検、運転開始前の準備作業に抜けが無いようにする。

②投入は、反転式投入バケットを用いた一括投入。

③焼却に当たっては、炉温を常に800度以上に保つように自動運転されます
運転員は各種計測器からの数値や炉の状況に注意を払い、炉の自動運転が支障無く行われているか監視します。

④焼却終了後、施設動力の停止、炉温の低下の確認、日計管理表、記録簿記載、炉床及び域内清掃作業を行い1サイクルの作業が完了します。

（3）施設の点検・整備方法と頻度

施設の点検は 毎日行う日常点検と年1回の定期点検が有り

その項目は日常点検リスト 及び定期点検リストに従い実施します。

（4）維持管理に関する記録及び閲覧方法

作業員は作業終了後「維持管理記録簿」及び「施設点検整理簿」（処理状況、施設点検状況等）に記載、整理する。

閲覧は予め施設長の許可を得て事務室内において「維持管理記録簿」を閲覧出来ます。

(5) 排ガス検査等の実施に関する事項

		施設設計値	達成目標値
ばいじん	(g / Nm ³)	0.1	0.1
硫黄酸化物	(Nm ³ / h r)	1.18	1.18
窒素酸化物	(cm ³ / Nm ³)	200	200
	(vol PPM)		
塩化水素	(mg / Nm ³)	500	500
ダイオキシン類	(ng / m ³ -TEQ)	3	3

測定頻度

ダイオキシン類は排ガス・焼却灰共に年1回以上。
他の項目は6ヶ月に1回以上。